

## 【大田区ガイドライン】 学校が臨時休業等となる場合

### 臨時休校等の基準となる暴風警報等

- 気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報（線状降水帯発生、記録的短時間大雨）
- 大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難（大田区 HP、大田区防災アプリで確認できます）

#### （1）臨時休業

- 午前6時に、大田区へ上記の暴風警報等が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機する。
- 午前7時に、大田区へ上記の暴風警報等が発令されている場合は臨時休業とする。

#### （2）学校留め置き

- 下校時に、大田区へ上記の暴風警報等が発令されている場合、児童・生徒を学校に留め置く。
- 上記の暴風警報等が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報等が解除される見込みとなった場合、保護者による引き取り下校を実施する。

#### （3）鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

- 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。
- 当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

#### （4）学校周辺の状況への対応

- 学校周辺の地理的条件により、登校が困難な場合は臨時休業とする。

